

町田市公園緑地等における公益的活動の実施に関する要領

第1 目的

この要領は、公園緑地における公益的活動の実施に関し必要な事項を定めることにより、協働による効率的かつ効果的な公園緑地の管理を推進し、もって公園緑地の環境の保全に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公園緑地 次に掲げる公園等をいう。

ア 都市公園（市立の都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園をいう。以下同じ。）

イ 都市公園以外の公園（都市公園以外の市立の公園又は緑地をいい、町田市（以下「市」という。）が当該公園又は緑地に設ける公園施設に準ずる施設を含むものとする。以下同じ。）

ウ ア及びイに掲げるもの以外の都市緑地法（昭和48年法律第72号）第3条第1項の緑地（以下「緑地」という。）

エ 町田市ふるさとの森設置要領（1995年4月1日施行）第2の規定により設置したふるさとの森（以下「ふるさとの森」という。）

オ アからエまでに掲げるもののほか、市が所有する公園予定地（以下「公園予定地」という。）

(2) 公益的活動 第3第3項に規定する登録団体による公園緑地の清掃その他の公園緑地の維持保全を図る活動をいう。

第3 公益的活動団体の登録等

1 公園緑地において公益的活動を行おうとする団体は、市長または指定管理者に申請し、公益的活動団体の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければ

ならない。

- 2 団体登録の期間は、登録を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。
- 3 団体登録を受けた公益的活動団体（以下「登録団体」という。）は、別に定める公益的活動に関する活動基準（以下「基準」という。）に従い公益的活動を行わなければならない。

第4 団体登録の条件

- 1 団体登録を受けることができる団体は、次のいずれかに掲げる団体とする。

- (1) 市内の町内会・自治会、子ども会又は老人会
- (2) 市内の小・中学校及び高等学校及びこれに準ずる教育機関
- (3) 市内に事業所を置く事業者
- (4) 次に掲げる要件を満たす団体

ア 市内に活動の拠点を置くこと。

イ 構成員が5人以上であり、その3分の2以上が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

ウ 代表者が18歳以上の者であること。

- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長または指定管理者が適当と認める団体

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、団体登録を受けることができない。

- (1) 公序良俗に反する団体
- (2) 政治活動を目的とする団体
- (3) 宗教活動を目的とする団体

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長または指定管理者が、登録を不適當と認める団体

第5 団体登録の手続

- 1 第3第1項の規定による申請は、市長または指定管理者が指定する電子情報

処理組織を用いた方法で行うものとする。ただし、市長または指定管理者は、申請人が市長または指定管理者の指定する電子情報処理組織を用いた方法による申請が困難であると認めるときは、町田市公益的活動団体登録申請書（第1号様式）に関係書類を添えて行う方法に代えることができる。

- 2 市長または指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは町田市公益的活動団体登録承認書（第2号様式）により、不適当と認めるときは町田市公益的活動団体登録不承認書（第3号様式）により、当該申請者に通知する。

第6 団体登録の制限

- 1 団体登録は、原則として一の公園緑地につき1団体とする。ただし、面積が3万平方メートルを超える公園緑地にあつては、おおむね1万5千平方メートル当たり1団体の団体登録をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、団体の規模、活動目的、その他の理由により有益であると認めるときは、市長または指定管理者は、一の公園緑地について区域もしくは日時を区切り、団体登録をすることができる。

第7 公益的活動の内容変更等

- 1 登録団体は、登録の内容を変更し、又は取消しを希望するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長または指定管理者が指定する電子情報処理組織を用いた方法で、市長または指定管理者に申請しなければならない。ただし、市長または指定管理者は、申請人が市長または指定管理者の指定する電子情報処理組織を用いた方法による申請が困難であると認めるときは、当申請を町田市公益的活動登録内容変更（取消し）承認申請書（第4号様式）に関係書類を添えて行う方法に代えることができる。
- 2 市長または指定管理者は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、町田市公益的活動登録内容変更（取消し）承認書（第5号様式）により、当該申請者に通知する。

第8 公益的活動の停止

市長または指定管理者は、天災地変その他の災害があったとき、又は公園緑地の管理上必要があると認めるときは、公益的活動を停止させることができる。

第9 活動報告

登録団体は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間（以下それぞれ「上半期・下半期」という。）ごとに、市長または指定管理者が指定する電子情報処理組織を用いた方法で、活動実績を報告しなければならない。ただし、市長または指定管理者は、申請人が市長または指定管理者の指定する電子情報処理組織を用いた方法による報告が困難であると認めるときは、町田市公益的活動報告書（第6号様式）に関係書類を添えて市長または指定管理者に報告する方法に代えることができる。

第10 是正措置

登録団体は、登録の内容又は基準に適合しないため是正すべきことを指示されたときは、当該是正の措置を講じなければならない。

第11 団体登録の取消し

市長または指定管理者は、登録団体が次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、当該団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により団体登録又は謝礼金を受けたとき。
- (2) 団体登録の内容又は基準に違反したとき。
- (3) 第8に規定する停止の指示に従わないとき。
- (4) 第9に規定する活動報告を行わないとき。
- (5) 第10に規定する是正措置を講じないとき。

第12 謝礼金の支給

- 1 市長は、第4(2)(3)を除く団体について、第9の規定による活動報告があったときは、その内容を審査し、団体登録の内容及び基準に適合すると認めるときは、予算の範囲内において、別表第1に定める公園緑地の区分及び別表

第2に定める登録団体の区分に応じ、別表第3に定める謝礼金を当該登録団体に支給する。

2 第7第1項の規定により取消しの承認を受けた場合、第8の規定により公益的活動を停止された場合、年度途中からの登録の場合、又は公益的活動を行わなかった期間がある場合における前項の謝礼金の額の算定は、当該公益的活動の活動期間に応じ、月割りにより行うものとする。この場合において、当該活動期間に1月に満たない日数があるとき、又は月割りで算定した額に1円未満の端数があるときは、これらを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第11の規定により団体登録を取り消された団体に対しては、当該取消日の属する半期分の謝礼金は支給しない。

第13 謝礼金の返還

1 市長は、第11の規定により団体登録を取り消した場合において、当該団体に対し既に謝礼金を交付しているときは、町田市公益的活動謝礼金返還請求書（第7号様式）により、返還を請求するものとする。

2 公益的活動団体は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求書に記載のある期限内に、当該謝礼金を市長に返還しなければならない。

第14 謝礼金の辞退

公益的活動団体が謝礼金の受領を辞退するときは、町田市公益的活動謝礼金受領辞退届出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

第15 補則

この要領に定めるもののほか、公益的活動の実施に関し必要な事項は、市長または指定管理者が別に定める。

附 則

この要領は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2023年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年4月1日から施行する。